京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者 交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第22号

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を次のように改正する。

止する。	
改正前	改正後
目次	目次
第1章から第5章まで (略)	第1章から第5章まで (略)
第6章 精算・バス連絡券の取扱い(第3	
0条-第33条)	
<u>第7章</u> 補則 (<u>第34条</u>)	<u>第6章</u> 補則 (<u>第30条</u>)
(旅客運賃の種類)	(旅客運賃の種類)
第3条 旅客運賃の種類は、次の各号に掲げ	第3条 旅客運賃の種類は、次の各号に掲げ
るとおりとする。	るとおりとする。
(1) 乗合自動車・高速鉄道連絡普通旅客運	
賃(以下「連絡普通運賃」という。)	
ア 乗合自動車・高速鉄道連絡大人普通	
旅客運賃	
<u>イ 乗合自動車・高速鉄道連絡小児普通</u>	
旅客運賃	
(2)から(4)まで (略)	(1)から(3)まで (略)
(連絡普通運賃)	
第4条 連絡普通運賃は、旅客が乗合自動車	第4条 削除
の路線とこれに連絡する高速鉄道の駅間と	

を連続して片道1回乗車する場合について 適用する。

2 乗合自動車の均一路線に係る連絡普通運賃の額は、次のとおりとする。

連絡普通運賃の種類		運賃の額(1
		人1回につ
		き)_
乗合自動車・高速鉄道連	1区	<u>円</u>
絡大人普通旅客運賃		330
	2区	370
	3区	400
	4区	440
	5区	470
乗合自動車・高速鉄道連	1区	170
絡小児普通旅客運賃	2区	190
	3区	210
	4区	230
	5区	240

(接続する停留所及び駅の指定)

第8条 旅客が<u>連絡普通券及び</u>連絡定期券により乗車する場合における乗合自動車及び 高速鉄道が接続する停留所及び駅は、管理 者が定める。

(乗車券の種類)

- 第9条 乗車券の種類は、旅客運賃の種類に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 乗合自動車・高速鉄道連絡普通券(以下「連絡普通券」という。)
 - ア 乗合自動車・高速鉄道連絡大人普通

(接続する停留所及び駅の指定)

第8条 旅客が連絡定期券により乗車する場合における乗合自動車及び高速鉄道が接続する停留所及び駅は、管理者が定める。

(乗車券の種類)

第9条 乗車券の種類は、旅客運賃の種類に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 削除

券

イ 乗合自動車・高速鉄道連絡小児普通 券

(2)から(4)まで (略)

(乗車券の発売場所)

第10条 乗車券の発売場所は、次のとおり とする。ただし、管理者が必要があると認 めた場合は、その他の場所においても発売 する。

乗車券	発売場所
の種類	
連絡普	自動車部営業所、高速鉄道の駅、定
通券	期券発売所及び案内所
連絡定	自動車部営業所(烏丸営業所及び九
期券及	条営業所を除く。)及び定期券発売
び全線	所
定期券	
一日乗	自動車部営業所、高速鉄道の駅、定
車券	期券発売所及び案内所

(乗車券の発売日)

第11条 連絡普通券は、発売日から有効と なるものを発売する。

<u>2</u> (略)

(連絡普通券の発売)

第13条 連絡普通券は、連絡普通運賃によ

り乗車する旅客に対して発売する。

(乗車券の様式)

第17条 乗車券の様式は、次の各号に掲げ | 第17条 乗車券の様式は、次の各号に掲げ る乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号

(2)から(4)まで (略)

(乗車券の発売場所)

第10条 乗車券の発売場所は、次のとおり とする。ただし、管理者が必要があると認 めた場合は、その他の場所においても発売 する。

乗車券	発売場所
の種類	
連絡定	自動車部営業所(烏丸営業所及び九
期券及	条営業所を除く。)及び定期券発売
び全線	所 所
定期券	
一日乗	自動車部営業所、高速鉄道の駅、定
車券	期券発売所及び案内所

(乗車券の発売日)

第11条 (略)

第13条 削除

(乗車券の様式)

る乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号

に掲げるとおりとする。

- (1) 連絡普通券 第1号様式
- (2) 連絡定期券 第2号様式
- (3) 全線定期券 第3号様式
- (4) 一日乗車券 第4号様式 (乗車券の通用期間)
- 掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該 各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 連絡普通券 1日。ただし、乗合自動 車から高速鉄道への連絡普通券について は、制限しない。

(2) • (3) (略)

(連絡普通券の使用条件)

- 第20条 連絡普通券を所持する旅客は、均 第20条 削除 一路線と調整路線とにまたがって乗車する 場合は、実際に乗車した区間に対応する自 動車規程第8条第2項に規定する片道普通 券による運賃の額と均一路線に係る自動車 規程第8条第1項に規定する片道普通券に よる運賃との差額を支払わなければならな い。
- 2 地下鉄連絡乗継引換券を所持する旅客 は、高速鉄道に乗車しようとする場合は、 高速鉄道の駅で当該地下鉄連絡乗継引換券 と引き換えに高速鉄道乗継普通券(以下 「乗継普通券」という。)の交付を受けな ければならない。
- 3 前項に規定する旅客は、高速鉄道に乗車 する駅間が1区を超えるときは、当該駅間

に掲げるとおりとする。

- (1) 連絡定期券 第1号様式
- (2) 全線定期券 第2号様式
- (3) 一日乗車券 第3号様式 (乗車券の通用期間)
- 第18条 乗車券の通用期間は、次の各号に | 第18条 乗車券の通用期間は、次の各号に 掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該 各号に掲げるとおりとする。

(1) • (2) (略)

に対応する高速規程第25条第2項に規定 する普通旅客運賃の額と高速規程第25条 第2項に規定する1区の普通旅客運賃の額 との差額を支払い、当該駅間に対応する乗 継普通券の交付を受けなければならない。

4 連絡普通券は、旅客が京都市高速鉄道連 絡運輸規程第2条第2号に規定する自動車 会社(以下「自動車会社」という。)の乗 合自動車に乗車する際にも、使用すること ができる。

(<u>連絡普通券又は</u>一日乗車券が無効となる 場合)

- 第23条 連絡普通券又は一日乗車券を所持 する旅客が次の各号の一に該当する場合 は、当該連絡普通券又は一日乗車券を無効 として回収する。
 - (1) 連絡普通券をその使用条件に違反して 使用した場合
 - (2) 一日乗車券をその通用期日後に使用した場合
 - (3) 前各号のほか、連絡普通券を不正乗車 の手段として使用した場合
- 2 前項の規定は、偽造し、又は偽装した<u>連</u> <u>絡普通券又は</u>一日乗車券を使用した場合に ついて準用する。

(割増運賃等の徴収)

第25条 第23条の規定により連絡普通券 を無効として回収した場合は、当該連絡普 通券を所持する旅客から乗車区間に対応す る連絡普通運賃及びこれと同額以内の割増 (一日乗車券が無効となる場合)

第23条 一日乗車券を所持する旅客が<u>一日</u> 乗車券をその通用期日後に使用した場合 は、当該一日乗車券を無効として回収す る。

2 前項の規定は、偽造し、又は偽装した一日乗車券を使用した場合について準用する。

(割増運賃等の徴収)

運賃を徴収する。

2 (略)

3・4 (略)

(乗車開始前の連絡普通運賃の払戻し)

- 第26条 連絡普通券を所持する旅客は、乗 第26条 削除 車開始前に当該連絡普通券が不要となった 場合は、当該連絡普通券が改札前(乗合自 動車から高速鉄道への連絡普通券にあって は乗合自動車へ乗車前)で、かつ、通用期 間内であるときに限り、既に支払った連絡 普通運賃の払戻しを請求することができ る。
- 2 前項の規定により連絡普通運賃の払戻し の請求をしようとする旅客は、手数料とし て連絡普通券1枚につき100円を納入し なければならない。

第6章 精算・バス連絡券の取扱い (定期券を所持する旅客の別途乗車に係る 取扱い)

- 第30条 連絡定期券又は高速規程第32条 第6号に規定する定期券を所持する旅客 が、高速規程第95条に規定する別途乗車 の取扱いを請求した場合は、別途乗車の着 駅から、乗合自動車又は自動車会社の乗合 自動車に連続して乗車することができる。
- 2 前項に規定する旅客は、別途乗車の取扱 いをする駅間に対応する連絡普通運賃の額 を支払い、高速鉄道・乗合自動車乗継精算 連絡券(以下「精算・バス連絡券」とい う。)の交付を受けなければならない。

第25条 (略) 2 · 3 (略)

3 前2項の取扱いは、別途乗車の着駅で行う。

(連絡普通券を所持する旅客の乗越しに係 る取扱い)

- 第31条 高速鉄道から乗合自動車への連絡 普通券を所持する旅客が、高速規程第94 条に規定する乗越しの取扱いを請求した場 合は、乗越しの着駅から、乗合自動車又は 自動車会社の乗合自動車に連続して乗車す ることができる。
- 2 前項に規定する旅客は、既に支払った連絡普通運賃の額と実際に乗車した駅間に対応する連絡普通運賃の額との差額を支払い、精算・バス連絡券の交付を受けなければならない。
- 3 前2項の取扱いは、乗越しの着駅で行 う。

(精算・バス連絡券の様式)

第32条 精算・バス連絡券の様式は、第5 号様式のとおりとする。

(精算・バス連絡券の通用期間)

第33条 精算・バス連絡券の通用期間は、 1日とする。

第7章 補則

(施行細目)

第34条 (略)

第1号様式(第17条関係)

- 1 高速鉄道から乗合自動車への連絡用
 - (1) 乗合自動車·高速鉄道連絡大人普通券 (表 面)

<u>第6章</u> 補則 (施行細目)

第30条 (略)

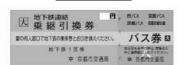


- 備考 エンコード乗車券とし、裏面は無地と する。
 - (2) 乗合自動車・高速鉄道連絡小児普通券 (表 面)



- 備考 エンコード乗車券とし、裏面は無地と する。
- 2 乗合自動車から高速鉄道への連絡用
 - (1) 乗合自動車・高速鉄道連絡大人普通券 ア 乗合自動車に乗車する際に所持する もの

(表 面)



- 備考 この様式の裏面に注意事項を記載す る。_
 - イ 高速鉄道大人乗継普通券(高速鉄道 に乗車する際に乗継引換券と引換えに 発行を受けるもの)

(表 面)



備考 エンコード乗車券とし、裏面は無地と する。

(2) 乗合自動車・高速鉄道連絡小児普通券 ア 乗合自動車に乗車する際に所持するも の

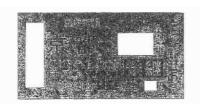
(表 面)



備考 この様式の裏面に注意事項を記載す る。

イ 高速鉄道小児乗継普通券(高速鉄道に 乗車する際に乗継引換券と引換えに発行 を受けるもの)

(表 面)



備考 エンコード乗車券とし、裏面は無地と する。

第2号様式(第17条関係)

(略)

第3号様式(第17条関係)

(略)

第4号様式(第17条関係)

第<u>1</u>号様式(第17条関係) (略)

第<u>2</u>号様式(第17条関係) (略)

第3号様式(第17条関係)

(略)

(略)

第5号様式(第32条関係)

(1) 精算・バス連絡大人普通券

(表 面)



- <u>備考1 縦3.0センチメートル・横5.7</u> 5センチメートルとする。
 - 2 白抜き文字で「バス」と表示する。
 - 3 エンコード乗車券とし、裏面は無地とする。
 - (2) 精算・バス連絡小児普通券

(表 面)



- 備考1縦3.0センチメートル・横5.75センチメートルとする。
 - 2 白抜き文字で「バス」と表示する。
 - 3 エンコード乗車券とし、裏面は無地とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱 規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した乗合自動車・高速鉄

道連絡普通券(高速鉄道から乗合自動車への連絡用を除く。)を所持する旅客は、施行日から令和10年3月31日までの間に、手数料を支払うことなく、既に支払った連絡普通運賃の払戻しを受けることができる。

(交通局企画総務部企画調査課)